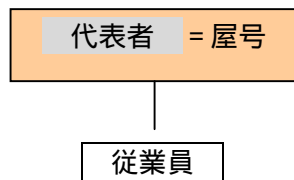


個人事業と法人のちがい

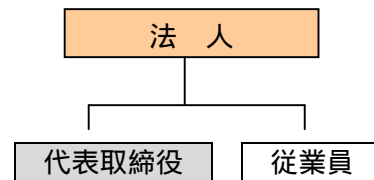
提供：丸山昭一税理士事務所

1. 両者のちがい

< 個人事業 >



< 法人 >



社会的信用 低い
登記 不要
決算日 12/31 (変更不可)
税率 超過累進課税 (5% ~ 40%)
赤字決算 税金なし
社会保険 従業員 5 人未満任意 (代表者は国保)
借入 債務者: 代表者 連帯保証人: 他人

高い (初年度は低い)
必要
自由に設定 (途中で変更も可)
一定税率 (22%、30%)
法人地方税の均等割額あり
強制加入
債務者: 会社 連帯保証人: 代表取締役

2. 法人成りのメリット・デメリット

メリット



役員報酬により給与所得となり税額が軽減される
超過累進課税から一定税率となり税率が高い所得の場合には特に税額が軽減される
対外的取引の信用が上がる (取引先が法人でないと取引しないという業種もある)
消費税の課税事業者の場合、資本金 1000 万円未満だと第 1 期と第 2 期につき消費税の免税事業者となれる
経費処理が出来る範囲が増える

デメリット

赤字でも地方税均等割 (札幌市の場合には北海道 2 万円、札幌市 5 万円の合計 7 万円) がかかる
設立費用がかかる (実費込みで 30 万円ちょっと)
役員報酬以上の金額は会社から取れない
役員の任期満了ごとに役員改選の登記費用がかかる

